

令和新時代の本県高等学校教育の在り方について

[令和8年度～令和17年度]

(答申)

令和3年10月18日

鳥取県教育審議会

はじめに

鳥取県教育審議会は、令和2年2月20日に「令和新時代の本県高等学校教育の在り方について」諮問を受けた。審議事項は以下の二点である。

- I 新しい時代における魅力ある県立高等学校づくりの方策
- II 新しい時代における県立高等学校の教育環境整備の方策

鳥取県では、2015年9月に国連で採択された「SDGs（持続可能な開発目標）*1」の推進に向けて、少子高齢化・人口減少が続く本県において、全ての県民が自分らしい生き方を選択し、ふるさと鳥取で安心して暮らし続けるためには、SDGsが掲げる「誰一人取り残さない」理念のもと、県内の全域が活力を持ちながら持続していく必要があるとして、令和2年4月3日に「とっとりSDGs宣言」を行った。高等学校学習指導要領（平成30年告示）*2総則に記載のある通り、生徒たちには将来、「豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となる」ことが期待されており、本県高等学校教育においても、まさに、誰一人取り残すことなく、持続可能な社会の創り手となる生徒一人一人の資質・能力を最大限に伸ばすことを求めたい。

21世紀社会はあらゆる活動が知識や情報を直接的な基盤とするという知識基盤社会*3と言われ、日進月歩の新しい知識や情報が、様々な変革を絶えず生じさせている。また、人工知能（AI）などのテクノロジーが急速に発展し、私たちの日常生活や社会の在り方そのものが劇的に変わるSociety5.0*4が到来しつつある中で、文部科学省が進めるGIGAスクール構想*5に見られるように生徒の学びの在り方も大きな変革期を迎えている。

このような中、本県においても令和2年3月及び4月の各数日間は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のために全県一斉に公立学校が臨時休校となり、生徒が学校に通えない日々を経験することとなった。高等学校においては従前より、教室における授業はもとより、地域を題材とした探究活動をはじめ、体験学習や実習など、様々な校外での教育活動を展開してきたところであるが、臨時休校をはじめとする様々な感染防止の取組は、こういった高等学校における教育活動全般に影響を及ぼす状況となった。

各高等学校では、「生徒の命と生活を守る」ことを最優先しつつ「生徒の学びを止めない」をキーワードに、学校教育活動全般にわたり感染症対策を徹底した上で、ICTを最大限活用したオンライン学習*6に取り組む一方で、部活動では中止となった全国大会の代わりに県が独自に開催した「わかとり夢の特別大会」へ参加した。また、県内修学旅行の実施や密回避を工夫した学校祭など感染拡大防止の上で学校教育活動を続けてきた。

このような未曾有の事態を経験した私たちは、改めて高等学校が単に学習機会や学びを保障するという役割のみならず、生徒にとって様々な居場所を提供するという役割や、生徒が教室や地域での学習活動において他の生徒と学び合い、地域の方々や多様な考え方に触れることなどで社会性・人間性を育むといった役割をも有しているといった高等学校の持つ役割・在り方を再認識することとなった。

また、新型コロナウイルス感染症が学校教育活動に与えた影響を検証する上で、コロナ禍以前から言われてきた学力の格差の問題や、貧困、虐待等で生活が困難な家庭環境にある生徒の状況等を踏まえることは、新しい時代における県立高等学校の学校規模や学校施設の在り方を検討する上でも大切な視点となるものと考ええる。

新しい時代における本県高等学校教育について考える上で重要なことは、高等学校が持つ役割を最大限に果たすために、生徒一人一人の資質・能力を確実に育成するための条件整備として ICT 環境の充実を図りつつ、学んだことを人生や社会に生かすことができる学びを実現することである。

また、産業構造や社会システムが急激に変化している現代においては、実社会において求められる個別の能力も変化し続けている。このような時代であるからこそ、変化への対応とともに生徒一人一人が社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付ける「共通性の確保^{*7}」を十分に図ることが求められる。

そのためには、教室での対面指導を中心とした集団での学び、校外をフィールドとした地域における学び、オンラインを活用した学び、その最適な組合せによって、個別的な学びと協働的な学びの双方で探究的な学び推進し、全ての生徒の可能性を引き出し、最大限に伸ばす教育が展開されることが望まれる。

本県県立高校入試の分析によれば、近年、与えられた条件に従って的確に表現する問題や、条件を正確に把握し数理的に考察する問題など、読解力を必要とする問題を解く力に課題があることが明らかになっている。「共通性の確保」の視点からは、本県高等学校において言語についての知識や経験を深めることにより、語彙力の強化をはじめとした「生徒の「読解力」を支える基礎力」を育成し、生徒の読解力向上に取り組むことも必要である。

こうした「共通性の確保」の上に、生徒一人一人の特性等に応じた多様な可能性を伸ばすための「多様性への対応^{*8}」を併せて進める必要がある。そのためには、「指導の個別化^{*9}」と「学習の個性化^{*10}」の視点を意識した教育課程編成や学校づくりが重要である。その際、特性や個性の名のもとに、特定の分野に関する知識及び技能の獲得だけを目指すのではなく、他の分野に関する興味や理解、他の分野に挑戦する意欲を育むことも求められる。

更には、県人口の大幅な減少と中学校卒業者数の減少が見込まれる中であって、県立高等学校の規模及び配置の適正化を図りつつ、人口減少の加速化や高齢化の進行による地域社会の担い手の減少や地方経済の縮小など、様々な社会的・経済的な課題解決に寄与するべく、本県高等学校教育での「ふるさとキャリア教育^{*11}」のより一層の充実を求めたい。

これは無論、本県の生徒を県内に留めようとするものではなく、地域や場所にとらわれない多様で柔軟な働き方・生き方を選択できる社会が実現されつつある今日、どこにいてもふるさとに思いを寄せ、地域の抱える諸課題の解決を願ったり、図ったりする人材を育成しようとするものである。

以上のような教育施策を展開し、ふるさとに愛着を持ち、自立した生徒を育成するためには、生徒の学びを伴走的に支援し、生徒の自走的な学びへと誘えるような、教員の資質、指導力の向上^{*12}も急

務である。教員には旧来の知識を伝達する狭義の「ティーチャー」から、探究的な学びや開かれた教育課程を実践するための「コーディネーター」、生徒に学びの楽しさを伝え、新たな学びへと向かうための興味や意欲を引き出す「エンターテイナー」といった役割が期待されており、新しい時代の本県高等学校教育を実現するために生徒とともに学び、成長し続ける教員の存在が不可欠であり、本県教員の更なる資質、指導力の向上に期待したい。

最後に、過去の答申は、平成24年度～平成30年度、平成31年度～平成37年度と7年を期間とする諮問を受けて定めていたが、今回の諮問では、審議を始めた令和2年度と比較して、本県中学校卒業生数が約1,000人減少することが予測される15年先の将来を見据えた検討を求められたことや、令和4年度から新しい高等学校学習指導要領（平成30年告示）による高校教育が全面的に開始されること等を考慮すると大きな改革が必要と判断し、答申の期間を令和8年度から令和17年度までの10年間と過去の答申よりやや長く設定したところである。

以上のような視点に立ち、本審議会では本県高等学校教育の方向性を具体的に示すために、諮問された以下の12項目について検討し、一部項目を見直し^{*13}、統合^{*14}した11項目を明記するものである。

- I 新しい時代における魅力ある県立高等学校づくりの方策
 - 1 Society5.0時代を見据えた生徒一人一人の能力を最大限伸ばす個別最適化された学び
 - 2 将来の地域を支える人材を育てるふるさとキャリア教育の推進
 - 3 地域から問題提起し、世界に貢献する行動ができる力を育成する学び
 - 4 高等学校教育の普通科改革に対応した本県の普通学科の在り方
 - 5 地域の産業界を支える視点での本県の専門学科の在り方
 - 6 特別な支援が必要な生徒に対する指導及び支援の在り方
 - 7 時代の変化・役割の変化に応じた定時制・通信制課程の在り方

- II 新しい時代における県立高等学校の教育環境整備の方策
 - 8 今後も続く生徒減少の中での学校規模の在り方
 - 9 普通学科と専門学科、総合学科との適正配置の在り方
 - 10 中山間地の小規模校の在り方
 - 11 公立・私立高等学校、高等専門学校の役割分担や連携の在り方
 - 12 Society5.0の社会に対応したICT利活用教育に関する学校施設・設備の在り方

令和3年10月18日

鳥取県教育審議会 会長 山根 俊喜

-
- *¹SDGs：持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）。2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。
- *²高等学校学習指導要領：全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようになるため、文部科学省が学校教育法等に基づいて定めた高等学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準を定めた「学習指導要領」。概ね10年に1度改訂され、最新の高等学校学習指導要領（平成30年告示）は、令和4年度から年次進行で実施される。
- *³知識基盤社会：新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会。
- *⁴Society5.0：サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会。
- *⁵GIGAスクール構想：一人一台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする生徒を含め、多様な生徒一人一人に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現させる構想。
- *⁶オンライン学習：インターネットを使い、教員と生徒が離れた場所に行うことができる学習。
- *⁷共通性の確保：社会で生きていくために全ての生徒が共通に身に付けるべき資質・能力を育成すること。
- *⁸多様性への対応：学び直しや特別な支援が必要な生徒への対応や優れた才能や個性を有する生徒への支援など様々な幅広い学習ニーズがあることを踏まえ、多角的な観点から、きめ細やかな支援を行って生徒一人一人の多様な可能性を伸ばすこと。
- *⁹指導の個別化：生徒一人一人の特性・学習進度・学習到達度等に応じ、指導方法・教材等の工夫を行うこと。
- *¹⁰学習の個性化：生徒一人一人の興味・関心・キャリア形成の方向性等に応じ、生徒一人一人に応じた学習活動や課題に取り組む機会の提供を行うこと。
- *¹¹ふるさとキャリア教育：児童・生徒たちが自立し、自分らしい生き方を実現するとともに、将来にわたりふるさと鳥取に誇りと愛着を持ち、将来の鳥取県を担っていける人材を育成することを目的として、幼・小・中・高での学びを体系化した本県ならではの教育。
- *¹²教員の資質、指導力の向上：本県教育委員会では、公立学校の校長及び教員の職責、経験及び適性に応じてその資質の向上を図るための指標を策定。
- *¹³「1 Society5.0時代を見据えた生徒一人一人の能力を最大限伸ばす個別最適化された学び」は、Society5.0時代を見据えた学びを個別最適化された学びに限定せず幅広く捉えることが大事という視点から「1 Society5.0時代を見据えた生徒一人一人の能力を最大限伸ばす学び」に変更。
- *¹⁴「10 中山間地の小規模校の在り方」を「8 今後も続く生徒減少の中での学校規模の在り方」に統合。

1 Society5.0 時代を見据えた生徒一人一人の能力を最大限伸ばす学び

- 本県では、平成 23 年に「新時代を拓く学びの創造プロジェクト*1」を始動し、アクティブ・ラーニング型授業*2 への改革をはじめ、平成 28 年からは「21 世紀型学力検討委員会*3」を開催し、学びのフィールドを校外にも広げて、地域課題を題材とした探究的な学びに取り組んでおり、引き続きその充実を図ることが必要である。高校教育に関するアンケートにおいても、項目「学校の授業は、分かりやすく、充実したものが多い」に、肯定的な回答をした全日制の生徒の割合は、平成 29 年の 63.8%から令和 2 年は 71.1%と上昇しており、一定の成果が見られる。
- 授業において生徒が「分かる」ことの喜びを知ることは大切であり、学べば成長するということが体感できる授業づくりが引き続き展開されることを期待する。
- Society5.0 時代に対応して
 - ・これまで継承してきた生徒一人一人の個性を大切に、その特性を生かし生きていくための力を付ける学び
 - ・様々な集団の中で他者と協調し、円滑な人間関係を築く力を育む学び
 - ・好奇心を大切にした体験と実践を伴って納得解を創り出す探究的な学びを続けていく基礎を育むことが大切である。
- その上で、GIGA スクール構想による小中学校からの継続した ICT の利活用を融合した学びを含む本県ならではの中高連携した学びを進める中で、高等学校においては、
 - ・高等学校学習指導要領で育成が目指されている 3 つの力*4 を総合して、新しく登場してくる課題を創造的に解決していくことができる力【創造力】
 - ・コミュニケーションを通して協働しながら、自己の考えを表現し、課題を解決していくことができる力【コミュニケーション力、協働的思考力】
(教科学習だけでなく、「総合的な探究の時間」*5、「特別活動」等で、異なる文化的な背景や価値観を持つ他者との協働的な学びで培われる力)
 - ・生涯にわたって学び続けるために、自己の学びを評価、点検、コントロールしていくことができる力(自己決定や自己選択をして、主体的に社会に参画していくための基礎となる力)
【学び続ける力】の育成を図ることが重要である。
- 加えて、生徒一人一人の学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸長するための各高等学校の特色化・魅力化に向けた具体的方策が重要となる。その際に、令和 3 年 3 月に改正された学校教育法施行規則に新たに規定された、各高等学校の存在意義や各高等学校に期待されている社会的役割、目指すべき高等学校像をスクール・ミッション*6として再定義することは、まさに特色化・魅力化を進める本県の県立高等学校に求められているところである。
- また、教員は教科・科目の見方、考え方*7を意識しながら、生徒一人一人の学びたいという意欲を高めて、生徒が問いを持ちながら主体的に学ぶ探究的な学びを基礎とした授業展開を図ることで生徒の学びの「共通性の確保」を図りつつ、生徒一人一人の特性等に応じた多様な可能性を伸

ばすための「多様性への対応」が求められる。そのためには、教員は多様な学習の機会や場の積極的な活用を図り、生徒一人一人が自分自身の成長を実現できる学びを進めることで、全ての生徒の可能性を引き出し、個別的な学びと協働的な学びを支援する方策を探り、実現していくことが必要と考える。

- 教員の指導、支援による伴走的な教育により、生徒の主体的で自走的な学びを芽生えさせ、生徒一人一人が社会の一員であり、自分の行動で社会を変えることができるという意識を持ち、地域の様々な教育資源等を活用して、いつでも、どこでも学ぶことができる学習環境の整備を図ることが必要である。そのためには各高等学校の特色化・魅力化に向けた方針等に基づき、国内外の高等教育機関や国際機関、国の機関、研究機関、企業、NPO 法人等や市町村、地元企業・経済団体、社会教育関係団体、近隣小・中学校等とのネットワーク構築や強化が不可欠であり、これらの関係機関等と合意形成を図りながら、計画的・持続的に連携・協働する体制を整備することが重要である。
- 特に、小規模校等においては、生徒の学びの選択肢を広げるため、地域との連携や学校運営協議会（コミュニティ・スクール）^{*8}の活用によって当該地域ならではの学びを実現するとともに、ICTの活用を軸として「学校間連携」を促進し、複数の高等学校が教育課程の相互互換を図ることでそれぞれの特徴的な科目や「総合的な探究の時間」を選択的に履修することを可能とするなど、様々な教育資源を活用したり、共有したりすることによって、特色・魅力ある教育に取り組むことが必要である。

*¹新時代を拓く学びの創造プロジェクト：本県高校生が自らの可能性を最大限発揮し、進路目標を実現できる学力を育成するための具体的な取組を検討・提案した事業。

*²アクティブ・ラーニング型授業：教師主導の一斉講義形式の授業ではなく、学習者の能動的な授業への参加形態を取り入れた教授・学習法の総称

*³21世紀型学力検討委員会：本県高等学校教育における高大接続システム改革への対応を推進するために設置。

*⁴3つの力：高等学校学習指導要領（平成30年告示）では、育成すべき力を「生きて働く知識・技能の習得」「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成」「学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等の涵養」の3本柱として示している。また、「Society5.0に向けた人材育成」（平成30年 Society5.0に向けた人材育成に係る大臣懇談会）の中では、共通して求められる力として「文章や情報を正確に読み解き、対話する力」「科学的に思考・吟味し活用する力」「価値を見つけ生み出す感性と力」「好奇心・探求力」が必要であると整理している。

*⁵総合的な探究の時間：探究の見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことで、課題を発見し解決していくための資質・能力を育成する時間。令和3年3月31日付で公布された学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年文部科学省令第14号）により、学校間連携による単位修得については、他の高等学校の科目に加え、新たに「総合的な探究の時間」の履修・単位修得が可能となった。現在の「総合的な学習の時間」が、令和4年4月1日からは「総合的な探究の時間」として全面実施される。

*⁶スクール・ミッション：各学校の存在意義や各学校に期待されている社会的役割、目指すべき学校像。

*⁷教科・科目の見方、考え方：高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）で示された各教科・各科目ならではの物事を捉える視点や考え方。

*⁸学校運営協議会（コミュニティ・スクール）：教育委員会が個別に指定する学校ごとに、当該学校の運営に関して協議するために置かれる機関。学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていく仕組み。本県では令和 4 年度中に全県立高等学校に設置する予定。

2 将来の地域を支える人材を育てるふるさとキャリア教育の推進

- 現在、本県県立高等学校では、生徒一人一人が、将来、社会的に自立していく上で、必要かつ基盤となる能力や態度を育てるために、校内外の連携を踏まえたふるさとキャリア教育*¹を実施し、夢や希望に向かって果敢にチャレンジさせることで、将来の日本や鳥取県に貢献する気概のある生徒を育成している。そのために生徒が、地域等で働く大人の声を直接聞き、意見交換する取組を通して、生徒一人一人の特性に応じたキャリア発達を促し、進路指導の改善や資格取得の促進を図っている。
- 特に、ふるさとキャリア教育については、校種ごとに実施してきた「ふるさと教育」と「キャリア教育」を令和元年度から体系化し、幼・小・中・高一貫した「ふるさとキャリア教育」を構築するとともに、令和2年度から「キャリア・パスポート*²」で学びのポートフォリオ*³の作成が始まっており、その成果が期待される。
- 本県ならではの「ふるさとキャリア教育」を通して、将来県外に出ても県内に残っても、自身の住んでいる地域を守ったり、より良くしたりすることができる力を身に付けることは、学力の育成と同様に重要である。
- そのためには、高等学校における学びの中に、地域とのつながりが実感できる場面や、様々な人や職業があって社会が成り立っていることを体感する機会を作るなどの工夫を行うことが必要であり、これら地域とつながった体験的な学びや探究的な学びを推進することにより、主体的に社会に参画し、自分らしい生活を実現できる自立した生徒の育成を図ることが求められる。
- その際、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を活用し、地域の方々の参加・協力を得て生徒の学びを支援するなど、地域と学校が合意形成を図り、相互にパートナーとして連携・協働して地域全体で未来を担う生徒の成長を支える取組の更なる充実が必要である。
- こうした「ふるさとキャリア教育」を核として中学校と高等学校との連携が深まり、地域と学校との連携・協働のもとで、生徒の学びや進路選択における中高連携が一層推進されることが望まれる。

*¹ふるさとキャリア教育：児童・生徒たちが自立し、自分らしい生き方を実現するとともに、将来にわたりふるさと鳥取に誇りと愛着を持ち、将来の鳥取県を担っていける人材を育成することを目的として、幼・小・中・高での学びを体系化した本県ならではの教育。（再掲）

*²キャリア・パスポート：学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲に繋げたり、将来の生き方を考えたりする活動を行う際に、児童生徒が活動を記録し蓄積する教材。義務教育と高等学校教育との学びをつなぐ役割も期待される。

*³ポートフォリオ：「紙ばさみ」や「書類を運ぶケース」のこと。本文中では「キャリア教育の記録」の意。

3 地域から問題提起し、世界に貢献する行動ができる力を育成する学び

- 高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）を踏まえ、各教科・科目や「総合的な探究の時間」の学びにおいて、問題提起をしながら物事を考えるトレーニング（PBL*¹）を繰り返すことにより、思考の枠組み（考え方の基本）を体得し、明確な答えが無い中で、何をすればよいのか自ら考え、納得解を見つけていく学びを推進することが求められる。
- その際、生徒が日常生活の中から課題を敏感に捉えた上で、チームにより課題解決を図っていく実践的な力を育むことが重要である。
- そのためには、地域や高等教育機関等との連携・協働を推進し、生徒が日常的に、地域や我が国、世界が抱える現代的な諸課題を自分事として認識し、主体的に関わる中で、社会参画力を高めていくことが大切である。
- 国際機関や研究機関・企業等と連携した授業、社会人講師を活用した授業、外部人材や地域資源を活用した実習やフィールドワーク等の学習を、より一層充実させ、将来、地域社会や、ひいては国際社会の持続的発展に寄与し、それらの社会の一員として自覚を持って生活していくことができるよう、必要な資質・能力を磨いていくことが必要となる。
- 本県は、平成 28 年度から、スタンフォード大学国際異文化理解教育プログラムが立ち上げた、日本の高校生向けオンライン講座 Stanford e-Japan に、Stanford e-Tottori*²として事業化を始めた。生徒の出席状況、受講中の取組の様子、最終プレゼンテーション又はエッセイ等を、スタンフォード大学と鳥取県教育委員会とが総合的に判断して受講修了を認定する特色ある取組となっている。参加した本県高校生は、物事を論理的に考える力を鍛え、自分の意見や考えを英語で表現する力を伸ばすとともに、世界の諸問題についての意見交換を通して、グローバル化が進む社会に必要な国際感覚を磨くことにつながっており、今後も継続した取組として発展することが期待される。
- このように、海外高等教育機関や異なる文化的背景を持つ人々との交流や連携などを推進し、豊かな国際感覚や人権感覚、外国語によるコミュニケーション力を培うとともに、多様な立場の者と協働的に議論する探究的な学びの場を積極的に取り入れるなど、ダイバーシティ*³の中で活躍できる人材の育成を図ることも重要である。

*¹PBL（Project Based Learning）：課題解決型学習。生徒が自ら問題を見つけ、更にその問題を自ら解決する能力を身に付ける学習方法。

*² Stanford e-Tottori：世界を視野に入れて活躍する高い意欲と志を持った人材を育成するため、県内の高校生等を対象として、米国スタンフォード大学が提供する遠隔講座を活用した英語によるプログラム

*³ ダイバーシティ：集団において年齢、性別、人種、宗教、趣味嗜好など様々な属性の人が集まった状態。多様性。

4 高等学校教育の普通科改革に対応した本県の普通学科の在り方

- 生徒が社会的課題を主体的に捉え、思考し解決を図っていく力を育成するには、各普通科*1 高等学校がそれぞれ教育課程を最大限工夫し、その特色を明確にするとともに、生徒の学びに向かう力、豊かな人間性等を養い発揮させることができる環境を整えることが必要となる。その際に、各教科・科目と「総合的な探究の時間」で展開される探究的な学びが相互に結びつき、実践的な学びへと高度化していくことが求められる。
- そのため、令和3年の学校教育法施行規則等の改正による、高等学校における「普通教育を主とする学科」の弾力化を最大限に生かし、普通科改革を進めていくことが重要である。その際、生徒や地域の実情に応じて、例えば、「グローバルに活躍するリーダーとしての素養の育成」や「サイエンスやテクノロジーの分野におけるイノベーターとしての素養の育成」、「地域ならではの新しい価値を創造し、支えるための素養の育成」など、各学校に求められる役割を重視した特色ある教育プログラム*2を採用するなどして「新しい普通科」を検討していくことも必要である。なお、中等教育学校等の中高一貫校*3や体育・芸術等の分野に特化した普通科高等学校について調査・研究に取り組み、検討に加えられることが望ましい。
- また、普通科高等学校において、個々の生徒の主体的な学びや探究的な学びを支援するためには、大学等と連携・協働して、より高度で先進的な授業*4を導入することも必要である。加えて、「学校間連携」を活用し、複数の高等学校が教育課程の相互互換を図り、ICTの活用を行うなどして、それぞれが強みを有する科目や「総合的な探究の時間」の選択的履修を可能とすることなどによって、特色・魅力ある普通科改革に取り組むことが求められる。

*1 普通科：高等学校設置基準第6条に定められる普通教育を主とする学科。

*2 特色ある教育プログラム：中央教育審議会が進める普通科改革の例として示された「学際科学的な学びに重点的に取り組む学科」「地域社会が抱える課題の解決に向けた学びに重点的に取り組む学科」など、現在の国際社会、国家、地域社会を取り巻く環境や、高校生の多様な実態を踏まえた学びが提供できる教育プログラム。本県普通科高等学校では、積極的な単位制（単位制とは、1年ごとに進級するのではなく、3年間で規定された単位を取得すれば卒業できるシステム。生徒の幅広い学習ニーズに応えられるよう、多彩な科目の設置を可能としている。）の導入のほか、国事業のスーパーグローバルハイスクールやスーパーサイエンスハイスクール事業の指定を受け、探究の実践を進める高等学校や、市町と協定を締結し、地域の課題を地域の大人と一緒に探究しその成果を発表する高等学校など、それぞれの普通科高等学校で特色ある取組を実施している。

*3 中高一貫校：中高一貫教育を実施することを目的とする学校。

*4 より高度で先進的な授業：文系・理系の類型に関わらず学習指導要領に定められた様々な科目をバランスよく学ぶことや、STEAM教育（Science, Technology, Engineering, Art, Mathematics等の各教科での学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育）を導入した授業。STEAM教育については、総合学科や専門学科での導入も求められている。

5 地域の産業界を支える視点での本県の専門学科の在り方

- 本県では、平成 28 年度から農林水産業に関連する専門高校が地域の産業界や教育機関等と連携し、社会で求められる多様な知識・技術や、専門的な資質・能力を生徒に習得させ、6次産業化など地域産業の担い手としての意識や自覚を育み、もって地域に貢献する人材を育成する、とっとり農林水産人材育成システム推進事業（県版 SPH 事業）を開始し、その成果をスーパー農林水産業士認定制度*¹に発展させ、県内農林水産業の担い手を育成しており、今後も継続した取組として発展することが期待される。
- このような、県が定めた高等学校から大学までの専門的な学びを継続するスーパー農林水産業士制度をモデルとして、商業や工業等も含めた全ての専門分野において、卒業後の進路を見据えた本県ならではの職業教育を充実する必要がある。
- 生徒たちが社会に出る前に、地域の産業界で働く大人たちと出会うことは将来のキャリアを広げるために大いに役立つことであることから、デュアルシステム*²の拡大や社会人と交流できる機会を積極的に設けることが大切である。
- そのためには、学校と産業界、行政機関、高等教育機関等との連携を強化し、例えばコンソーシアム*³を立ち上げて社会に開かれた職業人育成のための教育課程を編成するなどの取組が重要である。その結果として、地域を支える職業人の育成、ひいては、地域産業界の持続可能な活性化につながることも期待できる。
- その際、鳥取県産業振興未来ビジョン（令和 3 年度～12 年度）の掲げる目標「コロナ危機を克服し、県経済・産業の“再生”と“持続的発展”を実現」を踏まえた学習環境の整備等の取組が必要である。加えて、専門性の高度化や高度な資格取得を目指した専攻科の設置に係る調査・研究に取り組み、検討に加えられることが望ましい。
- また、専門学科で学ぶ生徒が、その専門分野に限らず、目の前の課題に集中し一生懸命取り組む姿勢や技術的な学びに加え、自ら事業を立ち上げたり、更には持続可能な事業へと発展させるための起業家や経営者の視点を養うことにも期待したい。

*¹ スーパー農林水産業士認定制度：県内で農林水産業を学ぶ高校生を対象に、実践的な知識・技術の習得等により、一定の基準を満たした生徒を「スーパー農林水産業士」として認定する本県独自の技術認証制度。

*² デュアルシステム：学校での座学と企業での長期間の実習を組み合わせる教育システム。

*³ コンソーシアム：互いに力を合わせて目的に達しようとする組織や人の集団。共同事業体。

6 特別な支援が必要な生徒に対する指導及び支援の在り方

- 本県高等学校における特別支援教育は、これまでも生徒一人一人の特性に応じた指導・支援を行うために医療や福祉など、関係機関等とのネットワークづくりを拡充するとともに、特別支援教育コーディネーター*¹を配置した通級指導教室*²設置校における、通級による指導の実践・研究を展開するなどして、その取組や体制整備が着実に進められてきたところではあるが、国内外の情勢が変化する中、高等学校における特別支援教育の教育的ニーズや期待が高まっている。
- よって、インクルーシブ教育*³の理念を踏まえつつ、高校生の発達段階においては、自立と社会参加を目指した効果的な指導・支援ができるよう、保護者や関係機関等と一層連携していくことが期待される。
- その際、関心のある特定のことへのこだわりや注意力不足など、発達障がいなどによって学習内容が定着しづらい生徒や、発達障がいなどの二次障がいによる不登校、精神疾患への対応が必要な生徒等への支援には人的な配置が必要であり、スクール・カウンセラー（SC）*⁴やスクール・ソーシャル・ワーカー（SSW）*⁵、LD等専門員*⁶等の専門家を継続的に配置するとともに、特別支援教育支援員*⁷などの増員が望まれる。
- また、低年齢時に困りごとが改善されたとしても、年齢が上がり生活環境等が変わってくれば新たな課題が出てくる。よって、障がいのある生徒への切れ目の無い支援が行えるよう、中学校から高等学校への引継ぎについては、個別の教育支援計画等をツールとして、生徒や保護者のニーズをとりまとめて繋げる仕組みを強化し、その徹底を図ることが必要となる。
- 特別な支援が必要な生徒一人一人の特性等に応じて多様な可能性を最大限に伸ばすためにも、生徒が主体的に学習に取り組み、達成感を得られるよう、生徒一人一人に応じた学習活動等を実現する「学習の個性化」の視点を意識した、教育課程の編成が重要である。とりわけ、通級による指導は、生徒が自分を見つめ直すことができ、様々なことに前向きに取り組めるようになるなどの効果が報告されていることから、どの県立高等学校に在籍していても通級による指導を受けることができるなどの学習環境を構築することが必要である。
- その上で、本県では、全ての高等学校においてインクルーシブ教育が定着することと合理的配慮*⁸の必要性が共通認識されることが求められる。また、将来的には高等学校における特別支援学級の設置等、新しい仕組みの導入についても調査・研究に取り組み、検討に加えられることが望ましい。

*¹特別支援教育コーディネーター：発達障がい者の特別支援をするための教育機関や医療機関への連携、その者の関係者(家族など)への相談窓口を行う専門職を担う教員。

*²通級指導教室：特別な支援を必要とする児童生徒が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障がいの状態等に応じて適切な指導を受ける教育形態。

*³インクルーシブ教育：障がいのある者と障がいの無い者が、共に学ぶ仕組み。

- *⁴ スクール・カウンセラー（SC）：カウンセリング等を通じて、生徒の悩みや抱えている問題の解決を支援する専門職。
- *⁵ スクール・ソーシャル・ワーカー（SSW）：制度や法律を活用して、生徒と生徒を取り巻く環境に働きかけて、家庭、学校、地域の橋渡しなどにより生徒の悩みを抱えている問題に関する現実的課題の解決に向けて支援する専門職。
- *⁶ LD等専門員：発達障がいのある又は可能性のある幼児児童生徒及びその指導に携わる教員、保護者等を対象に相談活動を行う専門員。鳥取県独自の制度により配置。
- *⁷ 特別支援教育支援員：学習障がいや、発達障がい等により、授業や学校生活において、困り感を抱える生徒に対して、スムーズに授業を受けることができたり、学校生活を送ることができるよう適切な支援を行う職員。
- *⁸ 合理的配慮：障がいのある生徒が、他の生徒と平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、学校の設置者や学校が必要かつ適当な変更及び調整を行うことであり、障がいのある生徒に対してその状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。

7 時代の変化・役割の変化に応じた定時制・通信制課程の在り方

- 本県定時制・通信制高等学校でも全国的な傾向と同様に勤労青年の在籍は少なくなっており、義務教育段階で不登校を経験した生徒や特別な支援が必要な生徒など、多様な生徒が増加している。定時制課程の生徒を対象にした高校教育に関するアンケートでも高校を選んだ主な理由の1番目は「はっきりした理由は無い」となっており、同アンケートにおける全日制課程の生徒の回答結果の1番目「大学に進学するため」、2番目「就職に必要な知識や技能を身に付けるため」とは、大きく異なっている。
- そのため、本県の定時制・通信制課程では、成功体験や自己有用感を経験させながら、全日制課程と比べてより重点的に手厚く行う生徒一人一人への的確な支援を通して、その能力を最大限引き出していくことが重要である。また、地域や社会の実情に応じて、各高等学校の特色を活かした学校教育活動を充実させるとともに、必要な学習支援を講じていくことが必要である。
- 本県定時制・通信制教育の特色としては定通併修^{*1}による学びや、郷土の歴史や文化をはじめ芸術やスポーツ、産業やものづくり、地域の方や卒業生との交流、研修旅行など、多岐にわたる体験的な学びの充実が図られてきたことに加え、給食や学校内託児などの事業を実施することにより、個々の生徒の主体的な学びを支援する取組が展開されてきた。その結果、定時制・通信制高等学校を自ら選択して入学してくる生徒も確実に増えていることから、こうした取組を更に充実していくことが期待される。
- 定時制・通信制高等学校に在籍する不登校や中途退学の実験者、発達障がい等の特別な支援を必要とする生徒、生活が困難な家庭環境にある生徒等に対し、きめ細かに対応していくために人的配置の拡充などの教育環境の整備を進めるとともに、スクール・カウンセラー（SC）やスクール・ソーシャル・ワーカー（SSW）、LD等専門員等の専門家や、地域、ハローワーク等の専門機関等と連携することなどにより、社会とのつなぎの部分を意識した取組を充実させることが重要である。
- 加えて、多様な生徒一人一人に対応し、その能力を最大限に伸ばしていくため、デジタル化が進む広域通信制高等学校^{*2}の取組等を参考にすることでICTを活用した効果的な「指導の個別化」等の学びを調査・研究し、本県ならではの新しい定時制・通信制教育の学びが展開されることを期待する。

*1 定通併修：定時制高等学校の生徒が同じ高等学校又は他の高等学校の通信制の科目の一部を履修すること。教育上支障が無いと認められた場合に許可される。（高等学校通信教育規程第12条）

*2 広域通信制高等学校：全国又は3つ以上の都道府県を対象に生徒募集を行っている通信制高等学校。

8 今後も続く生徒減少の中での学校規模の在り方

- 令和2年度から令和17年度（0歳児）の県内高等学校への進学者数は1,016人の減少と推計され、1学年40名計算で約25学級分に該当する規模であり、全日制の22校を維持した場合、学校規模は、1学年で平均3.5学級となり、現行の標準的な学校規模（4～8学級）を割ることが見込まれる。
- そのため、「社会資本の効率的整備」、「教員数の減とそれに伴う科目数の減」、「生徒同士の切磋琢磨、多様性の確保」等の視点・観点から、学校の再編・統廃合等の検討も含めた規模の適正化に努める必要がある。
- なお、すでに県内には1学年8学級以上の規模の県立高等学校が無く、東部2校、西部2校の計4校の1学年7学級が最大規模である。また、子どもの数が著しく減少している中山間地域には、1学年2学級の高等学校もある。
- 市街地に位置する最小規模の高等学校は1学年3学級であるが、進学や部活動等の教育活動において一定の成果を上げてきており、この規模でも学校の活力を維持することが可能と考えられる。こうした経験を踏まえれば、今後は高等学校の学校規模として、1学年当たり3学級以上を標準とすることが適当と考える。
- ただし、この標準的な学校規模の見直しは、県立高等学校を一律に1学年3学級規模の学校にすることを想定したものではなく、各高等学校の教育目的や地域性、地理的環境等を考慮して適正となる規模での高校づくりを進める必要がある。
- その上で、規模の適正化に向けた検討にあたっては、地域的な適正配置の視点も加え、東中西部地区に普通科、専門学科をバランスよく配置し、特に際立った学科は県内に残して学生寮を設置するなど、高等学校に入学しようとする県内中学生たちの学びの機会を損なうことがないようにすることが望まれる。
- また、生徒減に対して、学級減ではなく少人数指導に活路を見つけて、生徒一人一人に目を向けたしっかりした教育を行う方向を考えていくことも必要である。各校の特徴や学科によっては学級定員の更なる減少について、国への要望等を行ったり、県民の理解を得ながら、実現に向けた研究・検討に努めたりすることが求められる。
- 中山間地域では市街地に比べて子どもの数が著しく減少している中で、その地域の活力を維持するためにも高等学校の存在は、これまで以上に大きくなってきている。そうした中で、高等学校の存続を願う地元の自治体や地域住民たちと学校が連携を図り、生徒の学びを支援することで、地域ならではの特色・魅力を創出し、成果を上げつつある。
- よって、中山間地域の高等学校の学校規模や学級定員に対する考え方は柔軟であるべきであり、画一的に子どもの数が減少したという理由で再編を決めるのではなく、標準的な学校規模を縮小して設定することや、特色あるカリキュラム編成等での対応も含めた慎重な検討が必要である。

- 高等学校の魅力化・特色化を進めることに加え、鳥取県は自然に恵まれ、「あんしん」して暮らすことのできる地域づくりを進めている県であることや、県と地元自治体が連携協働を図りながら「顔の見えるネットワーク」で人づくり・地域づくりに取り組む姿も大きな魅力として打ち出しながら、特に中山間地域の高等学校においては、積極的に県外の生徒を募集し、寮の充実など住環境整備を進めることが必要である。
- 本県県立高等学校は、生徒の急増期にあたる昭和40年代後半から昭和50年代前半にかけて建築された施設が多く、建築後40年以上経過する施設が4割程度を占めている。今後生徒数の減少が見込まれることから学校規模の在り方を考えていくことに併せて、施設の最適な整備及び保有総量や効果的な施設利用について検討を進めることが求められる。

※諮問の項目「中山間地域の小規模校の在り方」については、学校規模について検討する上で、本項目と密接に関わるテーマであることから本項目の中で包括して示すこととする。

9 普通学科と専門学科、総合学科との適正配置の在り方

- 現在の普通学科、専門学科、総合学科^{*1}の割合は55：36：9となっており、他県と比較して本県の県立高等学校では普通学科の割合が低くなっている^{*2}が、生徒に様々な選択肢を示すことは必要であり、同程度の割合を維持していくことが望ましい。特に、総合学科の場合、普通科目とともに専門科目も学ぶことができることから、小規模校への拡大も検討することが望まれる。
- 専門高校において生徒が専門性の高い知識・技能を身に付けるためには少人数制による授業であることが望ましく、普通学科以上に手厚い教員配置^{*3}について、他県の状況等を参考として検討することが必要である。
- 学校間連携による授業の履修については、在籍する高等学校以外の場における学修の成果を高等学校の単位として認定^{*4}することが認められているが、個々の生徒の主体的な学びを支援するため、学科の枠を超えた学校間の連携強化を図りつつ、こうした制度を活用した取組を更に推進していくことが求められる。

*1 普通学科、専門学科、総合学科：高等学校設置基準第5条で定める「普通教育を主とする学科」、「専門教育を主とする学科」、「普通教育及び専門教育を、選択履修を旨として総合的に施す学科」。

*2 全国の公立高等学校の普通学科、専門学科、総合学科の割合：66：27：7（令和元年度数値／出典：令和2年度文部科学統計要覧）

*3 普通学科以上に手厚い教員配置：本県の県立高等学校は1学級40名の定員数を基準としているが、専門学科については1学級38名としている。

*4 在籍する高等学校以外の場における学修の成果を高等学校の単位として認定：生徒が他の高等学校において一部の科目又は総合的な学習の時間の単位を修得したときは、修得した単位数を全課程の修了に必要な単位数に加えることができる学校間連携制度。（学校教育法施行規則第97条第1項及び第2項）

10 公立・私立高等学校、高等専門学校の役割分担や連携の在り方

- 人口最少の鳥取県では、公立・私立・高専が一つになって高等学校教育の課題に取り組まなくてはならない。特に、特別支援教育や不登校に関する支援や対応策における共通課題については県立高等学校と私立高等学校が協働して取り組むことが重要であり、そのための公私を越えた体制の構築や、検討の場のより一層の充実が必要である。なお、県教育委員会は、高等専門学校とも意見交換などの機会を設け、高等学校教育の課題解決に向けて取り組むことが求められる。
- また、県教育委員会では、創造力とチャレンジ精神を持った高校生の自由な発想での主体的な企画、活動を支援するため「とっとり夢プロジェクト*1」事業を実施しており、公立、私立、高専生が学校の枠を超えて、他の生徒への模範や励みとなる活動や、創意工夫あふれる活動を展開しており、今後も継続した取組として発展することが期待される。
- 生徒の数が縮小していく中で、入学定員に係る公私の比率*2を守ることに縛られると双方が縮小していきただけである。公立・私立がそれぞれ発展していくためには、県内外の中学生から注目されるよう、切磋琢磨する中で、互いに魅力化や特色化を進めていくことも必要である。
- そのためには、子どもたちがどんな高等学校に行きたいと思っているのかといったニーズを踏まえ、本県の高校生が将来幸せを感じられるような高等学校づくりに全ての高等学校が挑み、その具体的方策について考え、取り組み続けていくという視点を持つことが必要である。

*1 県内の高等学校、特別支援学校高等部及び高等専門学校の生徒を対象にした、自由な発想による主体的な企画・活動を支援する事業。平成 26 年度からはじまり令和 2 年度までの間に、10 校 20 企画に対して財政的な支援を行っている。「智頭宿格子プロジェクト」、「高校生の科学研究コンテストで世界一を目指す」「カレー王国鳥取に『乗っカレー』プロジェクト」等、多彩な企画が実現されている。

*2 公私の比率：昭和 49 年度の鳥取県高等学校教育審議会（現鳥取県教育審議会）で、県立高等学校と私立高等学校の入学定員の割合について「今後は概ね現状の割合 8：2 を維持すること」と言及され、以降慣例的に目安とされている比率。令和 3 年度は 73：27 と私立高等学校の比率が高くなってきている。

11 Society5.0 の社会に対応した ICT 利活用教育に関する学校施設・設備の在り方

- 社会では DX（デジタル・トランスフォーメーション）^{*1}が加速しており、GIGA スクール構想に見られるように学校における学びが大きな転換期を迎えている。よって、本県高等学校においても、生徒一人一人が学びの中で、いつでも、どこでも ICT を活用できる環境整備^{*2}を進めていくことが重要である。
- ICT は学習ツールの一つであって、場面によっては従来型の対面式等の授業も不可欠であることは言うまでもない。従来型の授業と一人一台端末等による ICT 活用による授業の双方の効果が、学習内容によって最大限に発揮されるよう授業改善を進めることが大切である。
- 生徒の情報モラル^{*3}育成に当たっては、十分にリスクを想定した上で、システム上の制限は最低限に留め、生徒自身の自主性、自律性により情報モラルを体得させることも必要である。
- また、授業中における通信の中断などのトラブルにも対応できる方策を考えつつ、具体的に ICT をどのように学習に活用すれば良いか、教員も楽しみながら活用方法等を学ぶことにより授業を設計できる力を高めることが期待される。
- そこで、本県が「学びの改革元年^{*4}」と位置づけた令和 3 年度の取組をより発展させるために、生徒・教員共に一人一台端末の時代に対応できる、SINET^{*5}への接続や大量の情報通信にも耐えうる回線等の設備の充実が不可欠である。
- また、「8 今後も続く生徒減少の中での学校規模の在り方」の中でも触れた校舎改築等の際には、ICT 導入や探究的な学び等に対応できるよう教室等の空間をデザインしていくという視点を持つことが大切である。
- ICT 活用教育の展開に当たっては、教員が ICT の活用に柔軟に取り組もうとする意識の醸成と、それを支援できる専門員（ICT 支援員）の配置と拡充について検討していくことが求められる。

^{*1} DX（デジタル・トランスフォーメーション）：「IT の浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という概念。

^{*2} ICT を活用できる環境整備：BYAD（Bring Your Assigned Device／学校が推奨機器を斡旋して私費購入する方法。私物のため学校のみならず家庭等、場所を選ばない学習利用が可能。）による生徒一人一台端末の導入等により、学校の各種設備や通信回線を最大限に活かし、全ての生徒が ICT 活用による学びを等しく教授できる環境の整備。

^{*3} 情報モラル：情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度。

^{*4} 学びの改革元年：GIGA スクール構想の実現に向け、本県教育委員会では、令和 3 年度を「学びの改革元年」として位置づけ、生徒たちの情報活用能力の育成や、教員の指導力・活用力の向上などに重点を置き、積極的に教育の情報化を進めることとしている。

^{*5} SINET：学術情報ネットワーク。日本全国の大学、研究機関等の学術情報基盤として、国立情報学研究所が構築、運用している情報通信ネットワーク。

おわりに

鳥取県教育審議会は、令和2年2月20日に「令和新時代の本県高等学校教育の在り方について」諮問を受け、学校等教育分科会において、令和2年7月3日から9回にわたって、精力的に審議を重ね、令和8年度以降の本県高等学校教育の在り方について答申するに至った。

本答申の特色としては、次の点を挙げることができる。

- ・学校内で全ての教育活動を完結させるのではなく、地域や専門家、大学、企業等と連携・協働しながら推し進めることの重要性に触れた点
- ・令和8年度以降も実施を継続・充実すべき事業として、すでに現在、実施され成果を上げている事業等について示した点
- ・令和8年度以降の実現を目指して、これから検討が必要な事項について指摘した点

およそ1年間にわたる審議を通して、各委員が専門的な視点からの見解と自由闊達な議論を練り上げて、これからの本県高等学校教育の在り方を示すことができた。本答申においては、生徒が本県において、どのような高等学校教育を受ければ、将来の人生を豊かにすることができるのかという思いが、全て的前提である。それに基づいた取組による副産物として、地域が良くなる、ひいては鳥取が良くなることを期待するものである。

そのためにも、県教育委員会には、答申の文言を理想と捉えるのではなく、必ず実現すべきことと認識された上で、将来の本県高校生一人一人の幸せにつながる方針を示されるとともに、令和8年度以降にこだわることなく、可能なものから速やかに実現が図られることを期待したい。